

家庭的保育事業等の認可等について（報告）

家庭的保育事業等の認可等について、以下のとおり報告する。

1 家庭的保育事業等の認可予定について

(1) 基本的な考え方

家庭的保育事業等の認可等について(平成26年12月12日雇児発1212第6号)のとおり、子ども・子育て支援事業計画に照らし、当該地域で保育需要が充足されていないことを前提に、家庭的保育事業等の認可に係る申請があった場合には、新規設置は、地域型保育事業整備・運営事業者審査委員会における審査、認可外保育施設から認可事業への移行は、認可外保育施設新制度移行希望事業者適格性審査委員会における審査の結果を踏まえ、認可する。

(2) 平成31年4月1日事業開始予定の家庭的保育事業等

事業区分	事業者及び事業所名称（仮称）	事業概要（所在地、定員）
小規模保育事業A型	株式会社 fes パートナーズ ベベ・ア・パリ保育園経堂	世田谷区経堂一丁目26番 3号ルストーレ経堂1階 19人
小規模保育事業A型	社会福祉法人 相愛会 上馬つきの木保育園	世田谷区上馬四丁目1番3号 東急上馬ビル2階 15人
小規模保育事業A型	社会福祉法人 京都ルーテル会 マリアの家保育園	世田谷区上馬五丁目21番 11号 19人
小規模保育事業A型	社会福祉法人 厚生館福社会 翼の鐘保育園	世田谷区南烏山三丁目25番 15号 15人

資料（参考）- 1 ~ 4

「家庭的保育事業等認可申請概要」のとおり

(3) 今後の予定

2月下旬以降 認可申請書類審査終了後、認可決定
確認申請書類審査終了後、確認決定
4月1日 事業開始

2 家庭的保育事業等の申請事項等の変更届出の受理について

児童福祉法施行規則第36条の36第3項又は第4項の規定により家庭的保育事業等の認可を受けた事項に係る変更の届け出があり、審査した結果、適正な変更内容と認められるため、これを受理した。

届出を要する 変更事項	変更（適用）年月日	事業区分 及び事業所名称	変更内容
事業の運営につ いての重要事項 に関する規程	平成31年4月1日	保育所型事業所内保 育事業 ヤクルト経堂保育園	従業員枠減からの 地域枠の定員変更
建物その他設備 の規模及び構造 並びにその図面			年齢別定員にあわ せたレイアウト変 更

平成30年10月13日から平成31年1月10日までの間に受理した変更届出について記載している。

3 本件担当

保育担当部 保育認定・調整課 事業者認可・指導担当

電話03-5432-2333 ファクシミリ03-5432-3018